附則第三条の二の二十一（見出しを含む。）中「附則第十一条第十七項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同条を附則第三条の二の二十とする。

附則第三条の二の二十二を附則第三条の二の二十一とする。

附則第四条の七第九項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附則第五条の二第三項から第六項までの規定中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改める。

附則第六条第十三項を削り、同条第十二項中「、脱有機酸装置」及び「、脱フェノール装置」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 附則第十五条第一項第三号に規定する総務省令で定める小規模な総合効率化事業者は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者等（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社

附則第六条第十四項中「附則第十五条第二項第三号」を「附則第十五条第二項第二号」に改め、同条第十五項中「附則第十五条第二項第四号」を「附則第十五条第二項第三号」に改め、同条第十六項中「附則第十五条第二項第五号に」を「附則第十五条第二項第四号に」に、「附則第十五条第二項第五号イ」を「附則第十五条第二項第四号イ」に改め、同条第十七項中「附則第十五条第二項第五号イ」を「附則第十五条第二項第四号イ」に改め、同条第十八項中「附則第十五条第二項第六号」を「附則第十五条第二項第五号」に改め、「、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置」、「、脱有機酸装置」及び「、脱フェノール装置、脱アンモニア装置」を削り、同条第十九項第一号中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第二十五項第一号ニを削り、同項第二号中「可能なもの」の下に「（電気機関車を除く。）」を加え、同条第三十項中「附則第十一条第十一項」を「附則第十一条第十一項第一号」に改め、同条第三十二項第四号中「（昭和六十一年法律第八十八号）」を削り、同条第三十七項第一号中「（平成元年法律第六十一号）」を削り、同条第三十八項中「貨車」の下に「であることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両」を加え、同条第四十二項から第四十四項までを削り、同条第四十一項を同条第四十二項とし、同条第四十項を同条第四十一項とし、同条第三十九項を同条第四十項とし、同条第三十八項の次に次の一項を加える。

39 法附則第十五条第十七項に規定する総務省令で定める小規模な総合効率化事業者は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者等（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社

附則第六条第四十五項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

46 法附則第十五条第二十三項に規定する当該設備のうち総務省令で定めるものは、前項第四号に掲げる機械その他の設備とする。

附則第六条第四十八項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十九項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第二十七項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十二項中「附則第十一条第三十一項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十三項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第二十九項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十五項中「附則第十一条第三十三項第二号」を「附則第十一条第三十項第二号」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十六項中「附則第十一条第三十四項」を「附則第十一条第三十一項」に、「同条第三十三項第一号」を「同条第三十項第一号」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第三十三項第一号イ」を「附則第十五条第三十項第一号イ」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第三十三項第一号イ」を「附則第十五条第三十項第一号イ」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第三十三項第一号ロ」を「附則第十五条第三十項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十項を削り、同条第六十一項中「附則第十五条第三十三項第一号ニ」を「附則第十五条第三十項第一号ハ」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第三十三項第一号ホ」を「附則第十五条第三十項第一号ニ」に改め、同項を同条第六十項とし、同項の次に次の一項を加える。

61 法附則第十五条第三十項第二号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。

附則第六条第六十三項中「附則第十五条第三十三項第三号ハ」を「附則第十五条第三十項第三号ハ」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十四項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十六項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十八項を削り、同条第六十九項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十項から第七十四項までを削り、同条第七十五項中「附則第十一条第四十一項第七号」を「附則第十一条第三十六項第六号」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十六項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項の表の第一号中「附則第十一条第四十項第一号」を「附則第十一条第三十五項第一号」に改め、同表の第二号中「附則第十一条第四十項第二号」を「附則第十一条第三十五項第二号」に改め、同表の第三号中「附則第十一条第四十項第三号」を「附則第十一条第三十五項第三号」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十七項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十八項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十九項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第